

令和 2 年

舞鶴市議会 6 月定例会議案

第 56 号議案～第 59 号議案(追加)

令和 2 年 6 月 29 日提出

提 出 議 案 一 覧 表

議 案 番 号	件 名	掲 載 頁
第 56 号 議 案	教育委員会委員の任命について	1
第 57 号 議 案	農業委員会委員の任命について	3
第 58 号 議 案	固定資産評価審査委員会委員の選任について	9
第 59 号 議 案	人権擁護委員候補者の推薦について	11

第 56 号議案

教育委員会委員の任命について

下記の者を舞鶴市教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 4 条第 2 項の規定により議会の同意を求める。

記

富 川 唯 夫

令和 2 年 6 月 29 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

提案理由

教育委員会委員を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により提案する。

参 考

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)

抜 粋

(任命)

第 4 条 (第 1 項 略)

2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化(以下単に「教育」という。)に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、教育長又は委員となることができない。

(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(2) 禁錮以上の刑に処せられた者

4 教育長及び委員の任命については、そのうち委員の定数に 1 を加えた数の 2 分の 1 以上の者が同一の政党に所属することとなつてはならない。

5 地方公共団体の長は、第 2 項の規定による委員の任命に当たつては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうち保護者(親権を行う者及び未成年後見人をいう。第 47 条の 5 第 2 項第 2 号及び第 5 項において同じ。)である者が含まれるようにしなければならない。

(任期)

第 5 条 教育長の任期は 3 年とし、委員の任期は 4 年とする。ただし、補欠の教育長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 教育長及び委員は、再任されることができる。

(兼職禁止)

第 6 条 教育長及び委員は、地方公共団体の議会の議員若しくは長、地方公共団体に執行機関として置かれる委員会の委員(教育委員会にあつては、教育長及び委員)若しくは委員又は地方公共団体の常勤の職員若しくは地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員と兼ねることができない。

第 57 号議案

農業委員会委員の任命について

下記の者を舞鶴市農業委員会委員に任命したいので、認定農業者等が委員の過半数を占めないため委員の少なくとも 4 分の 1 を認定農業者等及びこれらに準ずる者とする事について農業委員会等に関する法律施行規則(昭和 26 年農林省令第 23 号)第 2 条第 2 号の規定により議会の同意を求めた上で、農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

記

池 田 三 郎

今 田 壽 孝

岩 崎 俊 彰

植和田 英 子

尾 上 亮 介

嵯峨根 秀 樹

櫻 井 昭 秀

佐 藤 正 之

霜 尾 共 造

谷 口 一 郎

谷 口 和

辻 とよ子

二 谷 敏 子

福 田 定 一

眞 下 新 一

松 岡 秀 雄

松 本 圭 司

森 川 勝 文

安 原 和 彦

令和2年6月29日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

提案理由

農業委員会委員を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項及び同法施行規則第2条第2号の規定により提案する。

参 考

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号) 抜 粋

(委員の任命)

第8条 委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が、議会の同意を得て、任命する。

2 委員の定数は、農業委員会の区域内の農業者の数、農地面積その他の事情を考慮して政令で定める基準に従い、条例で定める。

(第3項 略)

4 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。

(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

5 市町村長は、第1項の規定による委員の任命に当たっては、次の各号に掲げる者が委員の過半数を占めるようにしなければならない。ただし、その区域内における認定農業者(農業経営基盤強化促進法第13条第1項に規定する認定農業者をいう。以下同じ。)が少ない場合その他の農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

(1) 認定農業者である個人

(2) 認定農業者である法人の業務を執行する役員又は農林水産省令で定める使用人

6 前項に定めるもののほか、市町村長は、第1項の規定による委員の任命に当たっては、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならない。

7 市町村長は、第1項の規定による委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない。

第9条 市町村長は、前条第1項の規定により委員を任命しようとするときは、農

林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、農業者、農業者が組織する団体その他の関係者(第 19 条第 1 項において「農業者等」という。)に対し候補者の推薦を求めるとともに、委員になろうとする者の募集をしなければならない。

(第 2 項 略)

3 市町村長は、前条第 1 項の規定による委員の任命に当たっては、第 1 項の規定による推薦及び募集の結果を尊重しなければならない。

(委員の任期)

第 10 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、その任期満了後も後任の委員が就任するまでは、なおその職務を行う。

3 委員は、再任されることができる。

農業委員会等に関する法律施行規則(昭和 26 年農林省令第 23 号) 抜 粋
(認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合)

第 2 条 法第 8 条第 5 項ただし書の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 当該農業委員会の区域内における認定農業者の数が、委員の定数に 8 を乗じて得た数を下回る場合(以下この条及び第 5 条第 1 項第 4 号において「認定農業者が少ない場合」という。)において、委員の過半数を法第 8 条第 5 項各号に掲げる者(以下「認定農業者等」という。)又は次に掲げる者とする事について当該市町村の議会の同意を得たとき。

イ 認定農業者等であつた者

ロ 認定農業者の行う耕作又は養畜の事業に従事し、その経営に参画する当該認定農業者の親族

ハ 認定就農者(農業経営基盤強化促進法(昭和 55 年法律第 65 号)第 14 条の 5 第 1 項に規定する認定就農者をいう。ニ及び第 10 条第 1 号において同

じ。)である個人

ニ 認定就農者である法人の業務を執行する役員又は使用人(当該法人の行う耕作又は養畜の事業に関する権限及び責任を有する者に限る。以下この号において同じ。)

ホ 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第2条第4項第1号ハに規定する組織の役員

ヘ 農業の振興に関する国又は地方公共団体の計画において位置付けられた農業者である個人であつて、当該農業委員会の区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれるもの

ト 農業の振興に関する国又は地方公共団体の計画において位置付けられた農業者である法人であつて、当該農業委員会の区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれるものの業務を執行する役員又は使用人

チ 農業の経営又は技術について優れた知識及び経験を有し、地域において指導的立場にある者として地方公共団体に認められた農業者

リ 基本構想(農業経営基盤強化促進法第6条第1項に規定する基本構想をいう。)における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に達している者(又及び第10条第2号において「基本構想水準到達者」という。)である個人

ヌ 基本構想水準到達者である法人の業務を執行する役員又は使用人

(2) 委員の過半数を認定農業者等又は前号イからヌまでに掲げる者とする事とすれば委員の任命に著しい困難を生ずることとなる場合(認定農業者が少ない場合に限る。)において、委員の少なくとも4分の1を認定農業者等又は前号イからヌまでに掲げる者とする事について当該市町村の議会の同意を得たとき。

(3) 委員の少なくとも4分の1を認定農業者等又は第1号イからヌまでに掲げる者とする事とすれば委員の任命に著しい困難を生ずることとなる場合(認定農業者が少ない場合に限る。)において、その事について農林水産大臣の承認を得たとき。

- (4) 当該市町村が法第 3 条第 5 項の政令で定める市町村である場合
- (5) 当該市町村が同意市町村(農業経営基盤強化促進法第 12 条第 1 項に規定する同意市町村をいう。第 9 条第 5 号において同じ。)でない場合

舞鶴市農業委員会条例(昭和 35 年条例第 16 号) 抜 粋

(委員の定数)

第 2 条 委員会の委員の定数は、19 人とする。

第 58 号議案

固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を舞鶴市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 423 条第 3 項の規定により議会の同意を求める。

記

池 田 雄 治

令和 2 年 6 月 29 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

提案理由

固定資産評価審査委員会委員を選任したいので、地方税法第 423 条第 3 項の規定により提案する。

参 考

地方税法(昭和25年法律第226号) 抜 粋

(固定資産評価審査委員会の設置、選任等)

第423条 固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために、市町村に、固定資産評価審査委員会を設置する。

2 固定資産評価審査委員会の委員の定数は3人以上とし、当該市町村の条例で定める。

3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。

(第4項及び第5項 略)

6 固定資産評価審査委員会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(第7項以下 略)

舞鶴市市税条例(昭和31年条例第28号) 抜 粋

(固定資産評価審査委員会の設置)

第77条 固定資産課税台帳に登録された価格(法第389条第1項、第417条第2項又は第743条第1項若しくは第2項の規定によって知事又は総務大臣が決定し、又は修正し、市長に通知したものを除く。)に関する不服を審査決定するため、舞鶴市固定資産評価審査委員会(以下「審査委員会」という。)を置く。

(審査委員会の委員の定数)

第78条 審査委員会の委員の定数は、6人とする。

第 59 号議案

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、人権擁護委員法(昭和 24 年法律第 139 号)第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求める。

記

長 崎 崇

令和 2 年 6 月 29 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

提案理由

人権擁護委員の候補者を推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により提案する。

参 考

人権擁護委員法(昭和 24 年法律第 139 号) 抜 粋

(委員の推薦及び委嘱)

第 6 条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 前項の法務大臣の委嘱は、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)が推薦した者の中から、当該市町村を包括する都道府県の区域(北海道にあつては、第 16 条第 2 項ただし書の規定により法務大臣が定める区域とする。以下第 5 項において同じ。)内の弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会の意見を聴いて、行わなければならない。

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

(第 4 項及び第 5 項 略)

6 人権擁護委員の推薦及び委嘱に当つては、すべての国民は、平等に取り扱われ、人種、信条、性別、社会的身分、門地又は第 7 条第 1 項第 4 号に規定する場合を除く外、政治的意見若しくは政治的所属関係によつて差別されてはならない。

(第 7 項以下 略)

(委員の欠格条項)

第 7 条 次の各号のいずれかに該当する者は、人権擁護委員になることはできない。

(1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

(2) 前号に該当する者を除くほか、人権の侵犯に当たる犯罪行為のあつた者

(3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 人権擁護委員が、前項各号の一に該当するに至ったときは、当然失職する。

(委員の任期)

第9条 人権擁護委員の任期は、3年とする。但し、任期満了後も、後任者が委嘱されるまでの間、その職務を行う。